

「改憲ごっこ」に終止符を打つ道

日本郷友連盟 特別顧問

宝珠山 昇

「月刊日本」令和元年11月号の巻頭言における南丘主幹の「憲法を論じるに当たっては、憲法とは何か、主権とは何か、という最重要な議論を回避してはならない。加憲や字句修正を以て、憲法改正など笑止千万と言わざるを得ない。主権剥奪という厳然たる事実に向き合うことが必須要件である。

憲法改正の眼目は第九条の「戦力不保持」と「交戦権否認」を破棄することではなければならない。空虚な「改憲ごっこ」に終止符を打たなければならないのだ」とのご主張は、中段でご指摘の「自主憲法制定」の願望や、老生等が過去半世紀以上にわたり挑戦して来た基本的課題と通底するものでしょう。

現実の進行は、ご指摘のように「改憲ごっこ」と言われるものとなっています。これは、昭和27(1952)年、対日講和条約発効時の安全保障・生存環境、国力・国情は、ご指摘の「米国製憲法無効宣言」や国民投票法の論議などができる状況ではなかったことが最大最高の原因であると理解しています。

その後はいわゆる「解釈改憲」の積み重ねです。それは、時々の生存・安保環境の実態に注目し、国力・国情に応じ、現実的、漸進的に独立度の向上に努めてきたものと理解しています。

このような、憲法九条の文言通りの適用を限定した自衛権行使体制の整備・充実過程でも、非武装中立論などを主張する強い多勢の抵抗があり、分断状況が長く続いていました。これらの与党の一部を含む観念的・空想的防衛論等と気長に対話を続けてきた成果が昭和51(1976)年の「基盤的防衛力構想」であると思っています。

これらは、生存環境の激化等と相まって、防衛政策に対する国民の支持・合意度を高め、分断状況を緩和し、機密保護、有事、国際協力活動法制等を含む安全保障・防衛体制の整備充実、今日の国民投票法や憲法改正を論議できる基盤の造成などに大きく寄与していると理解しています。

安倍自民党総裁は、これらの経緯や自国第一主義の顕在化、安全保障環境の激化等を踏まえ、主幹が主張される「憲法改正の必須要件」なども熟知の上で、「改憲ごっこ」に終止符を打つ道を、具体例を以て、国会議員と国民に提起したものと理解しています。

南丘主幹は「安倍総理が憲法改正によって目指す「美しい国」日本の姿は一向に見えてこない」とも指摘されておられますが、それらは、総理などに期待・依存するのではなく、自らも構想し、提示して、政治の選択に資すべきものではないでしょうか。

同号の「読者より」欄の「編集部より」で、「憲法改正は、実行可能性ということでは、現在の政治状況では困難だと思います。----与党内の反対勢力を納得させるための有効な方法がございましたら、ぜひご教示いただければ幸いです」とのご下問には、次のとおりお答え致します。

いかなる問題でも強力な反対勢力の納得を容易に得られる特効薬等はありません。だからと言って、その提案が、論議・挑戦して成果がない、実行可能性がないものとは考えません。

憲法改正には、ご指摘の通り、与党、国会議員のみならず広範な国民の理解・支持が不可欠です。他方、「自衛隊の保有根拠加憲」により眼に見える利益を享受する国民はごく少数でしょう。選挙では、その種の主張は、反対陣営に塩を送ることともなりかねないものでしょう。加えて、諸国は日本の憲法改正を警戒しており、工作活動も活発でしょう。改憲に命懸けで取り組む集団・チームが存在しないようです。これらが「改憲ごっこ」が半世紀以上にもわたり続いてきた根本原因でしょう。

これらの障害を乗り越えて前進するためには、実行・合意可能性のある具体的、建設的な叩き台の提示と国会議員の責務認識の向上が有効でしょう。それらに有効な方法の一つは、生存環境、弱肉強食の国際社会の実態についての理解を深めることだ考えています。昭和 50(1975)年以降の「防衛白書」の毎年公刊は意義あるものでしょう。

なお、「月刊日本」の平成 31 年 2 月号の「読者より」欄に掲載いただいた老生の「九条の二自衛隊加憲私案」は、様々な要請にも柔軟に対応でき、諸国の警戒にも国際水準の反論ができるものであり、実行・合意可能性のある具体的な叩き台であると考えています。（令和元年 10 月 23 日記）